

資料 2

令和8年度 嘉麻市人権教育・啓発実施計画 取組事項

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

●1.行政全体としての取組

1-1 人権感覚を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1-2 相談業務に関する体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

1-3 住民への情報提供など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

●2.分野別人権施策の推進

1 部落問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

2 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

3 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

4 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

5 障がいのある人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

6 アイヌの人々の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

7 外国人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題・・・・・・ P 26

9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題・・・・・・ P 26

10 犯罪被害者とその家族の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

11 刑期を終えて出所した人の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 27

12 インターネット上の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

13 性的少数者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

14 ホームレスの人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題・・・・・・ P 28

16 災害発生時の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

1-1 人権感覚を高める

- I 地域・職域など様々な形で行われる研修会などにおいて、人権の視点に立って実施するとともに、参加を促す効果的な環境づくりに努める。
- II 人権の視点に立った行政施策を推進するにあたり、まずは行政職員としての人権感覚を自ら学び考え行動し高めていくため、積極的に人権に関する研修会などに参加する。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・福岡県男女共同参画センターなどの研修機関主催の研修に参加させるなど、幅広い人権の視点が持てる職員を育成する。（研修会：2回） ・年間を通して、全職員対象にあらゆる人権問題に関する研修を実施し、人権意識の形成に努める。（研修会：5回）		
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・人権感覚を高めるため、職員を対象とした人権研修が開催される際は、積極的に参加する。 ・課内職員には必ず人権研修へ参加するよう働きかけ、研修参加時の公務を他の職員がサポートするよう、研修に参加しやすい環境づくりを行う。		
3	デジタル戦略課	・人権研修会に年1回以上参加し、人権意識の高揚を図る。		
4	防災対策課	・会計年度職員を含む全職員が人権に関する研修会等に積極的に参加することで、人権意識の高揚を図る。		
5	財政課	・市が主催する人権研修会に年1回以上参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。		
6	男女共同参画推進課	・市民向け男女共同参画の啓発活動の実施に当たっては、人権の視点に立って実施する。 ・人権意識の高揚を図るため、人権研修会に必ず参加する。		
7	管財課	・研修会等について積極的に参加する。		
8	総合政策課	・市主催の人権研修会等への参加に加え、研修内容の課内共有や意見交換を行い、知識の定着と実務への活用を図る。 ・日常業務の中で人権の視点を意識した対応を実践するとともに、具体的事例を踏まえたOJTにより職員の理解深化を図る。		
9	交通政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。		
10	税務課	・全職員を対象として、年1回以上の人権研修会への参加を促す。また、参加職員からの研修内容の伝達を受ける。		

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
1 1	市民課	・職員対象の研修会に職員全員が参加し、行政職員に求められる人権意識を身に付け、主体的に行動していく。		
1 2	環境課	・人権意識を高めるため、人権に関する研修には積極的に参加し、意識の向上に努める。		
1 3	健康課	・対人サービスを主体とする業務が多いため、人権の視点にたって業務を遂行するため、人権感覚を自ら学び考え行動し高めていくため、積極的に研修会に参加する。		
1 4	子育て支援課	・説明会や研修会、イベント等を開催する際には、人権の視点に立って、誰もが理解しやすく、参加しやすい環境づくりに努める。 ・人権に関する研修会には積極的に参加し、相談対応時には人権感覚の視点をもって対応する。		
1 5	高齢者介護課	・認知症に対する偏見を減らし、認知症の方も住み慣れた地域で役割を持って生活できるように、認知症に関する知識の普及・啓発を行う。（一般住民や小学生・中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施する） また、年1回以上、職員は、人権の研修会の参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。		
1 6	社会福祉課	・人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、人権に関する研修等に積極的に参加し、人権意識の高揚を図るとともに、人権についての正しい理解と認識を深める。		
1 7	こども育成課	・全職員が1回以上研修に参加し、人権に関する意識の向上を図り、理解を深める。		
1 8	生活支援課	・人権意識の向上を図るため、人事秘書課、人権・同和対策課等が開催する研修会等への職員参加を促し、不測の事態により研修参加できない事態が発生しないよう振替対応も含め早期の研修参加を呼び掛ける。		
1 9	農林振興課・農業委員会事務局	・人権・部落問題研修会への積極的な参加を促し、行政職員として人権意識の向上に努める。		
2 0	産業振興課	・産業振興課職員全てが積極的にかつ業務に支障がなく研修会を受講できるよう取り組む。 また、研修内容を踏まえ、課の業務に改善するところがあれば、その見直しを行う。		
2 1	住宅課	・職員向け人権研修に確実に参加できる環境づくりとして、職員間の業務スケジュールの調整を行う。		

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
2 2	土木課	・ 人事秘書課が主催する人権研修に全員参加し、人権についての正しい知識、理解を深める。		
2 3	会計課	・ 職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、積極的に人権に関する研修会などに参加する。		
2 4	水道局	・ 行政職員は人権感覚を高めるため、自ら積極的に研修へ参加し学びを深める。		
2 5	教育総務課	・ 各種研修会に積極的に参加し、人権意識の向上を図る。		
2 6	学校教育課	・ 行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。 ・ 教職員の実態やニーズに応じた教職員研修会（校内研修）を実施し、教職員の認識を深める。		
2 7	教育施設課	・ 研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。		
2 8	生涯学習課	・ 社会情勢の変化や地域の実情の把握に努め、人権研修が自主的・主体的な研修となるよう働きかける。 ・ 市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員が積極的に参加できる体制づくりに努める。		
2 9	スポーツ推進課	・ 地域、職域など様々な人権研修会に積極的に参加し、「気づき」「学び」の機会からそれぞれが「自分事」として捉えることができるよう人権感覚を養う。		
3 0	議会事務局	・ 人権意識の高揚のため人権研修に積極的に参加する。		
3 1	監査委員事務局	・ 課内の職員一人ひとりが積極的に研修会等に参加することで、行政職員としての人権意識の高揚を図る。		
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・ 市主催の研修会・講演会等に参加することにより人権意識の高揚を図る。		

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
33	人権・同和対策課	・市民の人権感覚を高めていくための啓発活動として、誰もが参加しやすい講演会の開催や各種媒体を活用しての情報提供を行っていく。 ・市民等への啓発にあたり、まず職員自身の人権感覚を向上させるため、福岡県をはじめとする関係団体が実施する研修会等に積極的に参加し自己研鑽に努める。		

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

1-2 相談業務に関する体制づくり

I 庁内各部署の窓口業務などでの対応はもちろん、人権に関する相談が含まれるような場合においても、まず相談者に傾聴する姿勢を示し、問題解決の糸口を見出すために、他の適切な相談窓口へつなぐこと。また、各々の部署において国、県の機関と連携し、常に相談業務に対応出来る体制の構築や人権問題の解決に向けた体制の充実を図る。

II 各部署における相談窓口またはその開設など、住民にわかりやすく情報提供することに努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・日頃より相手の立場や人権の視点に立った対応ができるよう人権研修を実施するとともに、相談内容に応じて適切な窓口へつなぐ意識の醸成を図る。あわせて、関係機関との連携や相談体制に関する理解を深め、相談業務に適切に対応できる職員の育成に努める。		
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・窓口及び電話等により相談を受けた際は、相手に寄り添い、解決策を提示し、また庁舎内の他の窓口や連携する関係機関を適切に案内する。 ・福岡県弁護士会と契約し、無料法律相談を実施し、市ホームページ等でその案内を行う。		
3	デジタル戦略課	・電話対応や窓口対応等において、相手の立場や人権の視点を意識した対応を心掛ける。		
4	防災対策課	・窓口相談や避難所運営の際は、相手の立場、人権の視点に立って対応する。なお、問題が発生した際は担当部署との情報共有・連携による問題解決に努める。		
5	財政課	・相手の立場や人権の視点に立った対応を心掛け、人権に関する相談があった際は、担当部署と連携し問題解決に努める。		
6	男女共同参画推進課	・女性相談窓口では、人権の視点に立ち、関係機関等と連携しながら、本人が安心できる対応をする。		
7	管財課	・相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。相談等があった場合、相談内容に関する担当部署への連携を図り、問題解決に努める。		
8	総合政策課	・相手の立場や背景に配慮した丁寧な窓口対応を徹底するとともに、相談発生時を想定した対応のあり方について職員間で共有し、対応力の向上を図る。 ・人権に関する相談に適切に対応できるよう、担当部署との連携を意識した窓口案内及び情報提供の充実に努める。		
9	交通政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛け、内容によっては、関係機関と連携し適切な対応を行っていく。		

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
10	税務課	・窓口業務や納税相談などの対応にあたり、人権の視点に立った対応を心がける。また、分かりやすい表現を用いた説明に努め、人権相談があった場合には、担当部署等と連携を行っていく。		
11	市民課	・窓口業務において、人権に関する相談を含め、来庁者の話に傾聴する姿勢を大切にしてお応じするよう取り組む。その際、相談内容に人権に関する事項が含まれていた場合には、これまで同様、適切な相談部署へご案内できるよう職員間での情報共有を徹底する。		
12	環境課	・電話対応及び窓口対応等において、相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った対応ができるよう努める。		
13	健康課	・市民の方が相談しやすい環境づくりを心がけるとともに、まずは相談者に傾聴し、課題を整理し、関係機関に繋げ、適切な支援体制を構築します。		
14	子育て支援課	・不安や困りごとの相談対応時には、相談者の背景等を十分に考慮し、傾聴的な姿勢での対応に努めるとともに、適切な関係機関と情報共有や連携を行う。 ・手続きや相談対応が、他部署とまたがる際には、相談者が混乱しないよう、相談者の理解を進めながら、適切な対応先につなぐよう努める。		
15	高齢者介護課	・人権に関する相談があれば、相談者の抱える問題について十分な聴き取りにより適切な相談窓口（担当部署及び関係機関）につなぎ、本人の安全・安心が確保できるよう迅速な対応を図る。		
16	社会福祉課	・障がいのある人からの相談については、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターと連携し相談体制の充実を図るとともに、日常業務においても、常に相手の立場や人権の視点に立った対応を心掛け、各種人権相談についての担当部署と連携し問題解決に努める。		
17	こども育成課	・保育所や学童保育所を利用する児童や保護者への声かけを積極的に行い、相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、必要に応じて関係機関と連携し、問題解決を図る。		
18	生活支援課	・生活保護の申請時や被保護者からの相談を受ける場合等には、相手の立場に寄り添い相談を受け、人権意識の視点に立った対応を行っていく。 ・今年度は追加給付に関する相談も発生するため、分かりやすい情報提供や説明ができる体制の充実を図る。		
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市民からの相談について、内容を傾聴し、人権意識をもった適切な対応ができるよう努める。 ・人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し対応する。		
20	産業振興課	・受講した研修を参考にし、来庁者の相談に丁寧に傾聴することで、職員が確実に適切な窓口に繋ぐことができるよう取り組む。		

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
2 1	住宅課	・電話対応や接客においては、傾聴の姿勢を心掛け、人権尊重の視点をもって、丁寧な対応に努める。		
2 2	土木課	・人権意識を持ち、相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。また、人権に関する相談があった場合には、担当部署と連携を図り、問題解決に努める。		
2 3	会計課	・窓口対応など、市民と直接接する場合において、人権に配慮した対応を行う。また、窓口で人権に関する相談があった場合は、問題解決に向けて、担当部署との連携を図る。		
2 4	水道局	・窓口対応等において、情報を市民に分かりやすく提供し、それぞれの事情に配慮した相談対応に取り組む。		
2 5	教育総務課	・窓口対応や電話対応については、人権の視点に立ち思いありのある対応に努める。		
2 6	学校教育課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、まずは傾聴し、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。また、国や県の関係機関を把握・連携し相談体制の充実を図る。		
2 7	教育施設課	・相手の立場及び人権の視点に立った窓口対応を行う。		
2 8	生涯学習課	・職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、様々な相談対応に対応できる体制の構築に努める。 ・日常業務において、常に市民の立場に立ち、情報提供することに努める。		
2 9	スポーツ推進課	・常に相手の立場に立った丁寧な対応を心掛け、公平・平等な対応や相手のプライバシーにも十分配慮する。また、所管課での問題解決が困難な場合は、担当部署や関係機関との連携を図り、迅速な解決に努める。		
3 0	議会事務局	・相談があった場合は、まず傾聴する姿勢を示し、課内職員とも連携し問題解決に取り組む。		
3 1	監査委員事務局	・業務の遂行にあたり、相手の立場や人権の視点に立って対応できるよう心がけ、日ごろより人権意識の高い職場づくりの構築に努める。		

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・常に相手の立場や人権の視点に立った対応を心掛け、人権に関する相談があった場合などは、各種人権相談についての担当部署と連携し問題解決に努める。		
3 3	人権・同和対策課	・日頃より情報収集や自己研鑽に努め、様々な人権課題に関する相談に対応できるよう準備する。 ・各関係課と情報共有を図り、解決に向けた協力体制の維持構築に努める。		

1. 行政全体としての取組 （1-3 住民への情報提供など）

1-3 住民への情報提供など

I 住民に対する行政サービスなどの情報提供の手段であるホームページや広報紙への掲載、チラシやポスターなどを作成する際は、人権の視点を踏まえたものとし、住民に対して正しい知識と理解が深められるよう創意工夫する。

II 住民に対し、研修会などの開催、チラシや啓発物といった情報媒体の配布など、各部署において行政との関連性のある団体や関係機関への周知に努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・広報紙やホームページの作成にあたっては、人権への配慮を基本とし、誰にとっても理解しやすい情報発信に努める。あわせて、研修会の実施や啓発物の活用により住民への周知を図るとともに、関係機関や団体と連携し、地域における人権意識の醸成を推進する。		
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・住民に対し情報提供を行う際は、人権の視点及び情報を受け取る側の視点に立ち、誰もがわかりやすい内容となるよう表現を工夫する。 ・住民に対し、本庁舎総合窓口へのチラシの配架、デジタルサイネージの活用により、情報の周知に努める。		
3	デジタル戦略課	・広報紙やホームページ、SNSなど、情報提供の際には、人権の視点に立ち、分かりやすく理解が深められる情報の提供に努める。		
4	防災対策課	・ホームページ等での情報発信時や啓発冊子、チラシ等の作成時は人権の視点に立ち、住民に対し正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。		
5	財政課	・ホームページや広報紙への掲載については、人権の視点に立ち、分かりやすい表現での情報提供に努める。		
6	男女共同参画推進課	・広報紙やホームページなどの作成時には、人権の視点を踏まえ、誰もが理解しやすく配慮された内容とするよう努める。 ・広報紙への掲載や啓発チラシ・ポスター、SNS等を活用し男女共同参画及びDV防止の啓発を行う。		
7	管財課	・市報掲載等については、解りやすい表現・文章等により理解が深められるよう努める。		
8	総合政策課	・ホームページや市報、チラシ等の作成において、人権の視点を踏まえた表現を徹底するとともに、対象に応じた分かりやすい情報発信を行う。 ・関係課や関係機関と連携し、効果的な周知方法を検討しながら、人権に関する正しい知識の普及に努める。		
9	交通政策課	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。		

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
10	税務課	・税情報のお知らせや申告案内において、人権の視点を踏まえ、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。		
11	市民課	・人権意識を持って、正しい情報を提供できるよう取り組んでいく。		
12	環境課	・市ホームページや広報紙などへの掲載については、分かりやすく丁寧な表現・文書等に努め、正しく情報を提供できるよう取り組む。		
13	健康課	・周知を図る対象者を視野に入れて、情報媒体の作成に努める。		
14	子育て支援課	・ホームページや広報、チラシやポスター、公式LINE等での情報提供の際には、人権の視点を踏まえた発信を行う。 ・関連性のある団体や関係機関への周知の際には、人権の視点を踏まえたチラシや啓発物等の配布を行う。		
15	高齢者介護課	・介護保険事業や高齢者福祉事業の冊子やチラシ等の発行の際、担当者や担当係だけでなく、課内（係長以上）で協議（審査）しながら、適切な情報提供を行う。		
16	社会福祉課	・広報紙への情報掲載、ポスター・チラシ等の作成の際は、関係機関と連携し人権に配慮した啓発や情報提供を積極的に行っていく。 ・広報において手話コーナーをイラスト等で分かりやすく掲載し、手話の普及・啓発に努める。		
17	こども育成課	・人権の視点を踏まえながら、分かりやすい情報提供となるよう、ホームページや広報紙、SNS等での発信を工夫する。 ・連絡アプリ等を活用し、積極的な情報提供を行う。		
18	生活支援課	・「生活保護のしおり」等被保護者への配付物には、全てふりがなをつけ、文字を大きくして見やすくするなど、相手方の視点に立った配慮を行う。 ・ホームページを活用し、生活保護制度の内容や手続きについて周知に努める。		
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市報や配布物等について、人権の視点をふまえた、わかりやすい表現に努める。また、周知内容については、担当者だけでなく、複数で確認を行い内容の創意工夫に努める。		
20	産業振興課	・市民に情報を周知する際に、人権の視点を踏まえられるよう、職員が正しい知識を持つ。また、事業者に対しても、人権の意識を持ってもらえるよう啓発活動に取り組む。		

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
2 1	住宅課	・住宅課で作成する「市営住宅入居者募集のしおり」や入居者への通知については、分かりやすい表現を意識し作成する。		
2 2	土木課	・市民に向けた案内、説明文書等の作成にあつては、人権の視点に立ち、分かりやすい表現での情報提供に努める。		
2 3	会計課	・ホームページや広報紙等を作成する際には、人権尊重の視点に立ち、不適切な表現や偏見・差別につながる表現が用いられていないか十分に配慮する。		
2 4	水道局	・情報発信を行う際には、人権の視点を取り入れ、住民の理解が深まるよう工夫して発信する。		
2 5	教育総務課	・情報提供の内容が市民に正しく伝わるよう常に創意工夫し、適切な情報発信に努める。		
2 6	学校教育課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。 また、読み書きが困難な方等については、個別対応するなど創意工夫する。		
2 7	教育施設課	・市報等による市民周知等の際は、人権の視点に立った掲載を行う。		
2 8	生涯学習課	・市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点を踏まえた表現を行う。 ・啓発冊子（他課との共同作業）を年1回発行する。		
2 9	スポーツ推進課	・主催事業の案内及び募集や各種通知等の情報提供手段としてホームページ、広報紙及びチラシ等を活用する際には、伝わりやすさに配慮し、情報提供を行う。また、人権に配慮した内容となるよう努める。		
3 0	議会事務局	・議会だより及び議会ホームページに掲載する内容については、人権に配慮し作成する。		
3 1	監査委員事務局	・広報紙やホームページ等への掲載の際は、人権の視点を踏まえて作成し、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。		

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・ 情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫を行う。		
3 3	人権・同和対策課	・ 広報紙やホームページはもとより利用可能な媒体を活用し、人権課題についての正しい知識と理解が深まるよう情報を発信していく。 ・ より多くの人に触れてもらえるよう題材、紙面、内容等を工夫していく。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
1. 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	・外部講師による児童向けの研修を実施し、自分も相手も大切にすることを教える。		
		01-1-2		小・中・義務教育学校においては、道徳科等を中心に差別や偏見の誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない教育を推進する。	学校教育課	・人権が尊重される「人間関係づくり」を基盤とした人権尊重の心を育てる道徳教育及び道徳科学習の充実		
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳教育を中心に、全教育活動を通じ、人権尊重の意識を育成する教育を推進する。	学校教育課	・人権に関する知的理解と人権感覚の育成		
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	・言語環境づくり ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくり		
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	・市ホームページや広報紙において制度案内を実施し、各学校についても積極的に周知を行っていく。		
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を伴った研修を実施する。	学校教育課	・校内研修及び校内実践交流会の実施		
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	人権教育の推進を図るため、解放学級や解放子ども会など、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	・学習計画の立案、自主的・主体的な学習活動の推進等、学校と連携し、継続的な支援を行う。		
		01-2-2		人権教育の推進を図るため、図書館に、人権コーナーを設置し、人権・部落問題に関係する書籍を配置するなどして、住民が人権・部落問題を認識し、学習する機会を提供する。	生涯学習課	・常設の人権コーナーの設置とともに、同和问题啓発強調月間や人権週間の際に、市内4図書館において人権パネル展示を含めた新規事業開催の協議や継続を含くめた検討を行う。引き続き、特集展示コーナーを設置し、子どもから高齢者まで市民一人一人が人権問題への理解を深める機会とする。		
		01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員などの人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会活動補助における財政支援・補助金交付を行う。		
		01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重社会の実現のため、各種団体の指導者などに対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	・各種団体に総会等における出前講座の活用を促進する。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
1. 部落問題	③住民に対する啓発	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区、団体、サークルなどの希望に応じて、地域活動指導員による人権出前講座を実施する。	生涯学習課	・第6次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値地域等での人権・部落問題研修会の実施（26回）		
		01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会の開催や啓発冊子の作成などを通じて、人権・部落問題を正しく理解できるよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・嘉麻市「人権のつどい」の開催（年2回、目標参加人数 250人/回） ・啓発冊子の発行（年1回） ・その他情報提供（広報等 随時）		
		01-3-3	様々な媒体による啓発	研修会の案内や人権・部落問題に関する記事について、様々な媒体を通じた情報発信を行い啓発に努める。	人権・同和対策課	・同和问题啓発強調月間や人権週間に合わせて、チラシ、広報、ホームページ等を活用し情報提供等を行う。 ・同和问题啓発強調月間には、市民が部落問題について考える機会となるよう街頭啓発を実施する。		
	④地域における啓発	01-4-1	隣保館運営事業	地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、各種講座を通じて人権啓発活動事業や生活相談などに積極的に取り組む。 年間を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座などにおいて、人権問題に関する研修を行い、交流を行いながら人権意識の普及高揚を図る。	人権・同和対策課	・各種交流教室や隣保館での研修会を実施する。 交流教室 年300回程度 研修会 年5回程度		
		01-4-2	地域住民への啓発	隣保館を中心に人権・部落問題に関する研修について企画し、関係各課及び関係機関と連携しながらその充実を図る。	人権・同和対策課	・隣保館に市民が集まる交流教室等の機会を利用し研修を開催する。 ・様々な相談に対応していることなど、隣保館についての情報発信を行う。		
	⑤事業主に対する啓発	01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	関係機関と連携を取りながら、事業主を対象にした人権・部落問題研修会を開催する。加えて、事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課	・事業所における人権意識の高揚を図るため福岡県等関係機関、関係課と連携し、研修会等を開催する。		
					生涯学習課	・第6次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値事業主人権・部落問題研修会の参加事業所数（69事業所）		
	⑥「エセ同和（非）排除」の防止	01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	部落問題の解決に向け考え、関係機関・関係団体と連携しながら、誤った意識を植え付ける原因であるエセ同和行為排除とその啓発活動の推進に努める。	人権・同和対策課	・関係団体と連携して情報共有を図る。 ・関係課と連携し、事業主等への情報発信に取り組む。		
2. 女性の人権問題	①男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加するなどの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った啓発を実施するとともに、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき、行政区長や農業委員等への女性登用を促す啓発を実施するとともに、継続的な進捗管理に取り組む。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	①男女共同参画意識の啓発	02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育てや介護を担うため、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進課	・固定的な性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男女がともに育児や介護を担う意識を醸成するための啓発に努める。		
					高齢者介護課	・男女共同参画に関する研修に参加し、家族や職場で性別役割分担を固定せず、専門サービスを積極的に利用し、男女が共同で介護を担う体制構築の重要性について啓発を行う。		
					こども育成課	・送迎時などに保護者へ積極的に声かけを行い、無意識の思い込みの解消を図る。		
					子育て支援課	・男女が共に子育てなどを担うことの重要性を意識した相談対応等を行う。		
		02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育や学校教育における過程において、男女共同参画意識の育成を図る。	こども育成課	・性別で区別することなく、子どもにさまざまな体験をさせる。		
					学校教育課	・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくり		
	②女性活躍の推進	02-2-1	市の審議会などへの女性の参画の拡大	審議会などへの女性委員の登用を促進するため、登用率50%の目標達成を図っていく。市女性職員の職域の拡大といった、女性が活躍できる社会を推進する取組を行う。	人事秘書課	・令和8年度までの女性登用率50%以上の達成に向け、女性委員が未登用の審議会等を中心に、充て職の見直しや委員選任時の事前調整を行うなど、継続的に女性委員の登用促進に取り組む。		
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき審議会等への女性委員の登用率50%の目標に向けた取組を進める（令和7年4月1日現在41.9%）。		
	③暴力に対するあらゆる	02-3-1	女性に対する暴力防止及び配偶者などからの暴力防止のための啓発の推進	女性に対する暴力防止及び配偶者などからの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、関係課及び関係機関と密に連携し、女性に対する暴力防止を推進する。また、計画策定を行う際には、配偶者や交際相手などからの暴力に関する市民意識調査を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、DV防止のための啓発を市広報紙等を通じて随時行っていく。 ・関係各課及び関係機関と連携し女性に対する暴力防止を推進する。		
					人権・同和対策課	・関係課等と連携し相談窓口等の情報提供を行う。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	④相談窓口・相談体制の充実	02-4-1	相談窓口の設置	女性に関わる様々な相談に応じるため、市の女性相談支援員による「女性相談窓口」及び外国人にも対応できる専用電話「かま女性ホットライン」を設置し、専門の相談員による相談体制の充実を図る。 また、生活相談員による相談窓口を設置し、一人ひとり異なる事情を抱えてこられる相談者に傾聴し、構築された関連部署との繋がりをまで適切に対応できるよう努める。	男女共同参画推進課	・女性相談支援員による女性相談窓口及び女性ホットラインを設置し、女性に関する様々な相談に応じる。		
					人権・同和対策課	・相談対応時に適切な対応が取れるよう関係課及び関係機関と連携を図る。		
		02-4-2	保護体制の確立及び被害者の自立のための支援	配偶者などからの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者などからの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関で構成している嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会、DV被害者支援庁内連絡会議を設置しDV問題に対し、連携した対応をする。		
					人権・同和対策課	・関係課と連携し、相談を受けた際に迅速かつ的確な初動がとれるよう体制づくりに努める。		
	⑤推進体制の充実	02-5-1	教職員などへの男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に、男女共同参画の理念に基づく児童生徒の実態に応じた指導の在り方を中心とした研修を推進する。	学校教育課	・校内研修（講師研修）を実施する。		
		02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	関係課と連携し、市職員や保育所などの職員に対して、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施し、推進体制の充実を図る。	人事秘書課	・職員一人ひとりが多様な人権課題について正しい理解に基づいた行動がとれるよう、職員人権・部落問題研修会を実施する。あわせて、福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等に関する基礎研修や、福岡県市町村職員研究所の階層別研修へ職員を派遣し、実態理解や法制度に関する知識の習得を図る。		
					男女共同参画推進課	・市職員に対して男女共同参画に関する研修及びDV防止に関する研修を実施する。		
					こども育成課	・研修に参加しやすい体制づくりに努め、積極的な研修参加を促す。		
		02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進するため関係課と連携し研修を実施する。	人事秘書課	・令和8年3月までの数値目標（係長40%以上、管理職〔課長補佐以上〕25%以上）の達成に向け、計画に基づき女性職員の登用を着実に推進する。あわせて、嘉飯圏域定住自立圏形成推進会人材育成部会において「女性キャリア研修」を実施し、職員の意識醸成と能力向上を図る。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	⑤ 推進体制の充実	02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進するため関係課と連携し研修を実施する。	男女共同参画推進課	・男女共同参画社会基本計画に基づき、市女性職員のさらなる活躍を推進するため、研修を実施する。		
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校運営協議会制度などの活用	学校運営協議会や学校関係者評価委員会を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、児童生徒の健全育成に努める。	学校教育課	・学校への情報、意見、評価等を保護者や地域住民等との連携強化のためにホームページで公開		
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携により、青少年の健全育成に努める。また、犯罪などを未然に防ぐ防犯活動や不審者情報の共有など、地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課	・情報発信や関係機関との連携により、青少年の健全育成を図る。また、犯罪被害情報及び不審者情報は素早い周知、共有を行う。		
					学校教育課	・学校防犯体制整備事業として学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを配置し、防犯メール等に配信、青パト巡回により防犯に努める。		
					生涯学習課	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行う。（年間24回）		
		03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する社会教育関係団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。	生涯学習課	・各団体の活動継続のため、高齢化・固定化が進んでいることから、人材育成等を進めるとともに、団体の実情に応じた指導・助言等を行い支援する。		
		03-1-4	青少年体験活動推進	生活体験活動・社会体験活動・自然体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育む。	生涯学習課	・地域住民とともに子どもたちの生きる力を育むための体験活動に対し、その実状に応じた指導・助言等を行いながら支援する。		
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館が主催する地域住民との協働事業を通して、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	・地域住民との協働事業を通して青少年の健全育成を進めるとともに、その実情に応じた指導・助言等を行いながら支援する。		
		03-1-6	プロジェクトK事業	子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などを解決するため、脳科学、認知科学に基づく、「荒木式コーディネーショントレーニング」の普及に努め、スポーツや運動によって、体力・運動能力の向上だけを目指すのではなく、脳と心にも刺激を与えることにより、豊かな知性や感性を育んでいく。	スポーツ推進課	・荒木式コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育んでいく。		
		03-1-7	学童保育	保護者の就労などによる留守家庭児童の健全育成のため、市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	・放課後児童健全育成事業の実施（学童保育所：7カ所）、19時までの延長保育実施		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-8	教育相談・就学相談	就学にあたっての悩みや教育に関する一般的な相談など、児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために、家庭、学校、地域、関係機関などと連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課	・教育相談、就学相談事業のチラシを配布する。 ・個々の悩みや課題の解決のため、関係機関と連携し対応する。 ・就学相談事業（主に年長）では、保護者の不安の把握と早め（年中後期）の対応に努める。		
					学校教育課	・毎月、学校生活アンケートを実施し、結果をもとに児童生徒の教育相談を実施。 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実を図る。		
		03-1-9	不登校対策支援	個々の不登校傾向、不登校児童生徒の状況に応じた支援策などを講じ、学びの場につなぐとともに、社会的自立をめざす。	子育て支援課	・子どもの状態の理解と本人の気持ちに寄り添うよう努めるとともに、本人の希望に応じ、学習等支援室を案内し、学習や生活リズムを整えるなどの生活支援や社会的自立に向けた支援を行う。		
					学校教育課	・保護者・児童生徒が抱える悩みや課題の解決のために関係機関と情報共有・連携し、対応する。		
	② 児童虐待等について	03-2-1	児童虐待の未然防止	産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状況や育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握などを行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	・産婦健康診査事業や産後ケア事業を通じ、産科医療機関と連携を図ることで、産後うつの早期発見・早期対応に努める。 ・特定妊婦や要支援妊婦に対しては妊娠中から継続支援を実施し、養育環境や支援の状況把握に努める。		
		03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生及び義務教育学校後期課程で保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生及び義務教育学校前期課程と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課	・中学生や高校生による職場体験、保育体験の実施		
					学校教育課	・職場体験学習や保育体験を実施する。		
		03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童などの早期発見・適切な支援を図るため、関係機関と必要な情報交換を行うとともに支援内容に関する協議を行うなど関係機関との連携を図る。	子育て支援課	・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努める。 ・要保護児童対策地域協議会を開催（代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別ケース会議随時）する。 ・児童虐待の未然防止、早期発見のため、市民に対し積極的な啓発活動を実施する。		
		03-3-1	こども家庭センターの運営	センターにおいて母子保健に関することだけでなく、関係機関との連携により妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策の切れ目ない相談支援体制の提供を図る。	子育て支援課	・こども家庭センターにおいて、母子手帳交付から妊婦訪問・全戸訪問・乳幼児健診と、継続的に切れ目ない支援を実施し、各係と連携しながら情報提供、相談、助言、指導を行う。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	③ 子育てについて	03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	・地域ボランティアとの交流や講座の実施を通じて子育て支援の充実を図る。		
		03-3-3	良好な生活環境の整備	誰もが良好な生活環境となるよう、公共の施設や交通機関などの障壁を取り除く取組を推進する。	土木課	・インフラの整備にあたり、関係機関と連携を図り、バリアフリー化を推進する。		
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診	乳児のいる全家庭へ訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診などにより、子どもの発育・発達状況を確認し、育児に関する不安・悩みに対する育児相談や情報の提供など必要な支援を行うとともに、対象となる世帯等に対し広くかかわりをもつよう伴走型相談支援事業などの相談支援を積極的に推進する。	子育て支援課	・全戸訪問事業や乳幼児健診等により、乳幼児の発育・発達状況を確認すると共に、養育状況の確認や育児に関する情報提供を行う。育児に困り感や就学に対する不安等がある場合は療育事業等の相談事業へつなげる。		
		03-3-5	養育支援訪問・児童相談	乳児家庭全戸訪問などで把握した、養育支援が特に必要であると認められる家庭へ家庭児童相談員兼養育支援訪問員などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行う。また、家庭における児童に関する問題の相談に応じ、必要な支援を行う。	子育て支援課	・定期的に家庭訪問を実施し、養育に関する相談、助言等を行う。養育に関して特に支援が必要な家庭については、関係機関と連携し対応する。 ・処遇困難事例等では、関係機関と情報を密に共有し、課題解決に向けた支援を行う。		
		03-3-6	子育て支援事業	子育て中の保護者同士が親子で交流できる場の提供や育児不安などへの相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事などの理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	・子育て支援センター事業の実施（直営：市内1カ所） ・病児保育事業の実施（広域連携：2カ所） ・病後児保育事業の実施（直営：市内1カ所）		
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	交通政策課	・嘉麻市在住の学生や保護者等に向けて、広報紙やホームページなどの媒体を活用し、制度の一層の周知に努める。		
	④ めざすに研関の強職員の資質向上を	03-4-1	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	・学校生活アンケートをもとにした教育相談の実施 ・生徒指導委員会の開催 ・校内研修の実施		
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題を正しく理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	・研修に参加しやすい体制づくりに努め、積極的な研修参加を促す。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	・老人クラブが行う健康増進活動や地域福祉事業、高齢者相互支援事業等に対し、補助金を交付するほか、その活動や組織の活性化を図るための支援を行う。		
		04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座などを通じて、生きがいづくりや介護予防につなぐ高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	・高齢者集いの場へ出向き、出前講座内で認知症サポーター養成講座やフレイルチェックを行い介護予防・健康増進を図る。		
		04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	・学校を中心に人材バンクの活用を促進するとともに、登録者の確保と活躍できる場の確保を行う。（年間24回）		
		04-1-4	公民館事業	地域の実情に即した教育・文化に関する講座などを開催し、生涯学習の機会を提供する。	生涯学習課	・地域課題や住民ニーズを常に把握し、多様な視野から講座や教室等の開催に努める。		
	② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推進	04-2-1	健康に関する事業及び相談支援体制の充実	各種健康教室の実施によって、高齢者が自身の健康度を確認できる機会を提供するとともに、複合的な課題などの相談については、在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター及び関係機関との速やかな連携のもと対応し、解決に努める。	健康課	・市民が積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、相談体制を確保するとともに、健康教室などを通し情報を提供する。		
					高齢者介護課	・対象者の健康課題に応じて、他課や関係機関との連携・情報共有を行い適切な解決を目指す。		
		04-2-2	職員の資質の向上	様々な課題に対し、適切かつ寄り添った支援を行うことができるよう、関連する研修会などへ積極的に参加できる環境をつくる。	健康課	・人権や個人の抱える様々な問題に対し適切かつ寄り添った支援を行うことができるよう、関連する研修会に積極的に参加するとともに、参加できなかった職員に対し復命を実施する。		
					高齢者介護課	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、適切な支援を実施する。		
		04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業などで関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	・在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会等に参加し、各機関との連携強化を図る。		
		04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	在宅高齢者の生活実態を調査し、ニーズ把握に努め、在宅高齢者福祉サービスなどにより、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	・高齢者が介護の必要な状態にならないように予防し、また自立した生活を送ることができるように各種事業を実施し、高齢者福祉の増進を図る。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	③ 高齢者の地域生活の支援体制	04-3-1	ひとり暮らし高齢者などの安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱により食事の確保が困難な高齢者や心疾患などを有するひとり暮らし高齢者などの安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・配食サービス事業における配達時の安否確認や緊急通報システム事業における緊急時の対応等により見守り体制の構築を図る。		
		04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・民生委員とのひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うほか、随時、民間事業者との協力体制の構築を図る。		
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座などで認知症に関する理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	・認知症サポーター養成講座の実施や広報など、市民に対して普及啓発を図る。また、随時相談・対応を行う。		
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	・広報掲載や周知のためのリーフレットの配布、出前講座で終活に関する講義などを実施する。対象者へ成年後見制度の報酬助成を行う。		
		04-4-3	認知症高齢者などの見守り体制の構築	認知症地域支援推進員などを設置し、地域に集える場のオレンジサロンや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、チームオレンジの充実と地域の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・認知症地域支援推進員を中心に、オレンジサロン代表者やチームオレンジ員と連携を図りながら、見守り体制の構築や相談しやすい体制を構築する。		
5. 障がいのある人の人権問題	① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮し、地域の一員として生活できる共生社会の実現ができるよう、広報や情報媒体を活用し周知を図る。	社会福祉課	・障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、広報や市のホームページを活用し周知を図る。		
		05-1-2		市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	・障害者差別解消法の内容を踏まえた人権研修を実施し、個々の状況に応じた適切な対応力を備えた職員の育成を図る。		
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。また、学校において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流の機会の充実を図り、福祉教育（インクルーシブ教育）を積極的に拡大する。	学校教育課	・計画的、日常的な交流授業の推進		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	② 障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行う。また、障がいの特性から、十分な判断を行うことや意思の表明をすることが困難な場合には、消費者被害などその人の権利が損なわれることがないよう、具体的事案の情報提供を行うなど啓発するとともに、権利擁護の推進に取り組む。 関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課	・今年度も福岡県弁護士会と契約し、無料法律相談事業を実施する。また各相談窓口の情報提供を行い、人権や権利を守る環境の整備を行う。		
					防災対策課	・嘉麻警察署等関係機関と連携し、ホームページ等を活用した情報提供を行い、ニセ電話詐欺などの犯罪被害防止に取り組む。		
					社会福祉課	・嘉麻市社会福祉協議会や飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターをはじめ、関係機関と連携しながら相談体制を整えるとともに、成年後見制度の普及啓発を図る。		
					産業振興課	・飯塚消費生活センターなど関係機関と連携し、「分かりやすい情報提供」を行うとともに、職員が研修を通して知識を習得することで、権利擁護に早期対応できるよう取り組む。		
		05-2-2	障がい者虐待の防止と早期発見	市及び障がい者虐待防止センターにおいて、相談体制の充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見、迅速な対応に努める。	社会福祉課	・虐待の対応についての研修を積極的に受講する。 ・障がい者虐待防止センターと連携し相談体制を充実させ、障がいのある人の虐待の防止や早期発見に努める。		
	③ 自分らしい自立した生活の支援	05-3-1	情報提供の充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、広報や情報媒体を活用した障がい福祉に関する情報提供を行い、自分に合ったサービスを適切に選択できるようにする。	社会福祉課	・「障がい福祉のしおり」を窓口で配布し、障がい福祉に関する情報提供に努める。 ・広報や市のホームページを活用し、適切なサービスの選択ができるよう情報提供の充実を図る。		
		05-3-2	相談支援体制の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点として支援を行っていく。また、相談事業について広報紙などでの周知に努め、相談体制の充実を図る。	社会福祉課	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点とし、適切な支援を行う。 ・相談事業について、広報等で周知を行い相談体制の充実に努める。		
		05-3-3	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、計画相談支援事業所などの障がい福祉サービス事業所と協議を行い、障がい福祉サービスの充実を図る。	社会福祉課	・計画相談支援事業所等と協議を行い、障がいのある人に対し適切なサービスの提供を行う。 ・地域活動支援センターの機能を強化し、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図る。		
		05-3-4	障がい者自立支援ネットワークの運営	障がい者自立支援ネットワークでの情報共有による相互の連絡を図り、地域における障がいのある人などへの支援体制に関する課題について協議を行う。 また、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う。	社会福祉課	・飯塚圏域における2市1町の担当者と障がい者基幹相談支援センターで構成された障がい者地域自立支援ネットワークの運営会議を定期的開催し、支援体制に関する課題等について協議を行う。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	総務課	・バリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営のため、引き続き障がい者及びふくおか・まごころ駐車場を設置し、車椅子を配置する等、必要な対応を行っていく。		
					土木課	・インフラの整備にあたり、関係機関と連携を図り、バリアフリー化を推進する。		
					こども育成課	・子どもや保護者が、安心して利用できるよう、施設の適切な管理運営に努める。		
					環境課	・安全かつ快適に利用できるよう施設環境の整備に努める。		
					高齢者介護課	・施設によってハード面でのバリアフリー化整備に違いがあるが、障がいの有無や年齢、性別、国籍などによってサービスが制限されないよう環境づくりに取り組む。改修工事を行う際は、施設のバリアフリー化に努める。		
					産業振興課	・指定管理者と日常的に協議し、受付での合理的な配慮、利用者アンケートの実施などともに連携して、全ての人が安心して利用できるよう取り組む。		
					住宅課	・障がいのある方がイスやベットでの生活を快適に送ることができるよう、一部の畳の部屋をフローリングに改修する。		
					防災対策課	・施設所管課等と事前研修を行うことで、避難所開設時の避難者の負担軽減等円滑な運営を行う。		
					教育総務課	・学校施設の改修が必要となった際、バリアフリー化についても併せて検討していく。		
					生涯学習課	・「ユニバーサルデザイン」の普及に努める。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	スポーツ推進課	・社会体育施設においては、概ねバリアフリー化されているが、どなたでも安全安心に施設を利用できるようきめ細やかな配慮を行い、改善に努める。 ・利用者の安全安心を確保するために、施設の維持管理に伴う改修・修繕・更新等を計画的に実施する。		
					総合支所（碓井・山田・嘉穂）	・誰もが施設を安全に安心して利用できるよう施設の維持管理を行いながら、総合支所の運営に努める。		
					社会福祉課	・障がいのある人の社会参加を促すため、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行う。		
					人権・同和対策課	・安全に安心して施設を利用できるよう維持管理と改善に努める。 ・必要な場合に合理的配慮を提供できるよう、職員の意識を高める。		
		05-4-2	教職員の障がい者支援など研修会参加の推進	障がい者支援などの研修会・手話通訳者養成講座などへの積極的な参加について推進を図る。	学校教育課	・各種研修会への参加と校内研修会での他の職員への還元		
		05-4-3	コミュニケーション支援の充実	障がいのある人の社会参加を支援するため、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成を行う。 また、窓口において手話タブレットを活用し、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	・手話奉仕員養成講座を実施し手話奉仕員の養成を行うとともに、手話タブレットを活用しコミュニケーション支援の充実を図る。		
	⑤ 障がいのある人への就労支援	05-5-1	就労支援の推進	障がいのある人へ就労に関する情報提供充実を図るため、飯塚公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、障がいのある人の就労などに関する情報提供や相談に応じる。また、障がいサービスの利用による就労支援実施によって、就労の継続ができるよう推進する。	社会福祉課	・障がい者基幹相談支援センターや飯塚公共職業安定所（ハローワーク）、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい福祉サービスの利用により就労支援を行い、就労継続を推進する。		
		05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	・職員の採用にあたっては、障がいの有無にかかわらず幅広く人材を募集し、法定雇用率の達成を踏まえながら、障がいのある人の雇用機会の確保・拡大に努める。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
6. アイヌの人々の人権問題	①	06-1-1	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消に向け、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解するための啓発活動を行う。	人権・同和対策課	・各種媒体等を利用しながら啓発活動を行う。		
7. 外国人の人権問題	① 講演会や交流活動の実施	07-1-1	交流活動の推進	研修会・フェスティバルなどを開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課	・偏見や差別意識を解消するために、異なる文化や風習等について情報提供を行う。		
	② 環境づくりや相談支援体制・情報等の提供	07-2-1	行政窓口における相談支援体制の推進	スムーズな窓口案内に取り組み、外国人が安心して生活できるよう、ゴミ出しなどの生活情報や地域情報、災害情報などを多言語またはやさしい日本語で分かりやすく提供するとともに、人権を含むそれらの相談窓口や国際交流イベントなどの情報提供に努める。	総務課	・窓口案内表示の英語表記の他、デジタルサイネージによる情報発信を行い、様々な情報提供に努めていく。		
					総合政策課	・多言語及びやさしい日本語による生活情報や行政情報の提供内容の充実を図り、外国人住民にとって分かりやすい情報発信に努める。 ・既存の相談窓口や国際交流に関する情報について、発信手法を工夫しながら、より効果的に伝わる周知の実施を図る。		
					市民課	・窓口に設置している翻訳できるタブレットやチラシを積極的に活用する。 ・在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう担当部署等と連携し、必要な行政サービスへつなげる体制を整備していく。		
					環境課	・家庭ごみの出し方ガイドやごみ収集日程表などで、理解しやすいイラストやマークなどを活用し、優しい日本語での情報提供を行う。		
					防災対策課	・外国人向けの情報提供アプリ等の周知を行う。また、職員一人ひとりがわかりやすい説明に努める。		
					人権・同和対策課	・法務局作成のパンフレット等を活用し、相談窓口等について情報提供を行う。		
		07-2-2	多文化共生事業の推進	市内在住在勤の外国人を対象として日本語教室を開催し、社会生活の円滑化を図る。	生涯学習課	・年間を通して、日本語教室（オンライン）の開催に努める。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
7. 外国人の人権問題	③の差別意識の解消に向けた人権教育・啓発	07-3-1	人権問題研修	外国人への偏見や差別意識の解消に向け、国や地域の文化についての理解を深めるための研修会を開催し、多文化共生の地域づくりに努める。	人権・同和対策課	・各種媒体等を利用しながら啓発活動を行う。		
					生涯学習課	・多文化共生社会について理解が深まるよう様々な場で啓発し、相互理解を促進する。		
		07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童生徒に対して、国際理解教育（総合的な学習の時間を中心に）の実施など、学習プランの推進に努める。	学校教育課	・計画的な国際理解教育の推進		
8. HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	①	08-1-1	相談・支援体制の充実	感染症の発生動向を注視し、感染症に関する相談に対し、適切に対応できるよう、関係機関との連携に努め、当事者への適切かつ寄り添った支援につなげる。	健康課	・感染症の動向を毎週チェックし、感染の拡大の可能性がある際は、ホームページや嘉麻市LINEを活用し情報を提供する。感染症に関する相談に対し、人権に配慮し支援を実施する。		
					人権・同和対策課	・相談窓口を周知するとともに、相談に対応できるよう関係機関との連携関係を構築する。		
		08-1-2	啓発活動	様々な感染症に対し、正しい知識の不足などにより、感染症に対する不安や恐怖心、また誤った情報から起こる偏見や差別意識を解消するため、わかりやすく正しい知識の普及啓発に努める。	健康課	・未知の感染症が発生した際には、市民がニュース報道等に振り回されることのないよう、正しい情報の普及啓発に努める。		
					人権・同和対策課	・感染症について正しく理解してもらうための啓発を行う。		
		08-1-3	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者などに対して理解を深め、人権意識の醸成を図る。	学校教育課	・道徳科、保健体育科の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。		
9. ハンセン病等患者の人権問題	①	09-1-1	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及に努め、誤った情報に惑わされず偏見や差別を許さない意識を持つための啓発に努める。	人権・同和対策課	・ハンセン病について正しく理解してもらえるよう、情報提供等啓発活動を行う。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
10. 人権犯罪被害者とその家族の問題	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	国や県の関係機関などと連携した相談体制を充実させるとともに、救済希望者へ関係機関による相談対応、相談業務などの周知を図る。	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金、奨学金等の支援制度の紹介を行う。		
					人権・同和対策課	・相談窓口を周知するとともに、相談に対応できるよう関係機関との連携関係を構築する。		
11. の刑期を終えて出所した人権問題	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	刑期を終えて出所した人などの社会復帰を円滑に行えるよう、関係機関と連携し、相談窓口の周知を図る。	人権・同和対策課	・相談窓口を周知するとともに、相談に対応できるよう関係機関との連携関係を構築する。		
		11-1-2	啓発活動	保護司会と連携し、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行う。	社会福祉課	・再犯防止推進計画に基づき、再犯を防止し、安心できる地域づくりの取組を推進する。 ・庁舎内外の掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行うとともに、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。		
12. インターネット上の人権問題	①	12-1-1	モニタリング	国に対し、インターネットなどを利用した差別行為の防止対策について要望していく。また、モニタリングにより発見した場合に関係機関と協力し、削除に努める。	人権・同和対策課	・モニタリングにより、インターネット上の差別事象発見に努める。 ・差別事象を発見した場合、関係機関と連携しながら削除依頼等の対応を行う。		
		12-1-2	インターネットなどを利用した差別行為の防止に関する啓発	情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルについての関心を高め、適切な利用を促進し、人権侵害などの防止に向けた啓発に努める。	人権・同和対策課	・各種媒体等を利用しながら啓発活動を行う。		
					生涯学習課	・視聴覚教材等を使用し、情報モラルやインターネットなどによる人権侵害の防止に関する啓発を行う。		
		12-1-3	インターネットなどに関する情報モラル教育	児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課	・情報モラル教育の推進		
13. 性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、自らの性自認・性的指向・悩みなどを周囲に打ち明けにくい環境を改善するとともに、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図る。	男女共同参画推進課	・性的少数者についての理解を深めるための啓発を行い、関係各課と連携し相談体制の充実を図る。		
					人権・同和対策課	・性的少数者についての理解を深めるための啓発を行い、担当部署と連携し相談体制の充実を図る。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和8年度取組事項	令和8年度実績	成果と課題
14. ホームレスの人の人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が抱える問題を理解し、課題に対応できるよう相談体制の充実を図り、自立に向けた相談では、関係機関へ繋ぐなどの個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課	・各種媒体等を利用しながら啓発活動を行うとともに、福岡県のパートナーシップ宣誓制度と連携した自治体サービスの提供拡充について検討を行う。		
					社会福祉課	・担当部署や嘉麻市社会福祉協議会等と連携しスムーズに関係機関に繋ぐなど、個々に応じた相談体制の充実を図る。		
15. 北朝鮮当局等による拉致被害者等の人権問題	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、人権侵害である拉致問題の関心と認識を深めていくため、ポスター・パネル展示などにより周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	・各種媒体等を利用しながら啓発活動を行う。		
		15-1-2		国が作成した拉致問題に関するアニメなどの教材の活用を周知し、児童生徒が拉致問題について理解し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	・社会科、総合的な学習の時間等を活用し、啓発を行う。		
16. 災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた避難行動要支援者対策の推進と避難所における人権確保の取組	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成、共有するなど、自主防災組織や各種機関と連携し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所においての人権侵害防止やプライバシーの確保など避難所運営マニュアルに沿って、あらゆる人権の視点に立った運営を行う。	防災対策課	・避難行動要支援者名簿の更新を行い、自主防災組織など関係団体に配布し、連携することで非常時に迅速な対応ができる体制を構築する。また、避難所の運営研修を行い、マニュアルに沿った運営の確認を行う。		
					男女共同参画推進課	・避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営を行う。		
		16-1-2	災害時に備えた支援と啓発	避難所では全ての利用者の人権の視点に立った、きめ細かな運営及び支援を行い、被災者に対する人権侵害や根拠のない風評などによる偏見を防止する啓発に努める。	人権・同和対策課	・担当部署と情報共有を図り、人権に配慮した避難所運営となるよう改善に取り組む。		
					高齢者介護課	・避難行動要支援者名簿を関係機関や地域の支援者に配布し、情報共有することで、地域全体で要支援者を見守る体制の構築を図る。避難所については、避難者のプライバシーが確保できるよう取り組み、職員と住民が丸となり人権侵害防止に配慮した避難所運営に取り組む。		
		16-1-3	災害時に備えた支援と体制づくり	避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を行い、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。また、一般の避難所での対応が困難である要配慮者を受け入れる福祉避難所の充実を図っていく。	社会福祉課	・避難所運営においては、プライバシーの確保や人権侵害防止に留意する。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配付し、災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備を行う。 ・福祉避難所の充実を検討し、一般避難所での対応が困難な要配慮者の支援についての協議を行う。		